

平成21年5月27日

平成21年

第5回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成21年第5回教育委員会定例会会議録

平成21年5月27日午後2時00分大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

高山美智子	委員	委員長
野口和矩	委員	委員長職務代理者
渡邊盛雄	委員	
清水繁	委員	教育長

計 4 名

2 出席した職員

教育総務部長	金澤 彰
教育地域力推進担当部長	金子 武史
教育総務課長	下遠野 茂
教育改革担当課長	薄根 幸
施設担当課長	石井 一雄
教育事務改善担当課長	福本 英也
学務課長（私学行政担当課長兼務）	小泉 邦雄
指導課長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	鈴木 邦夫
副参事	内野 雅晶
社会教育課長	榎田 隆一
大田図書館長	平野 秀康

計 11 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第5回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 高山 美智子

○委員長

ただいまから、平成21年第5回教育委員会定例会を開催する。

○委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。
本日の会議録署名委員に渡邊委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長からの報告を求める。

○ 教育長

1 区議会について

5月25日に区議会第1回臨時会が開催された。この臨時会において、区議会の副議長等の選挙、監査委員の選任に伴う同意及び条例改正等の審議が行われ、午後8時頃終了した。

5月28日に開催予定の区議会第2回臨時会においては、一般職員及び特別職の夏季一時金等の条例案について審議が行われる。

また、区議会第2回定例会が6月5日から6月16日まで開催予定である。

2 新型インフルエンザ対策について

区立中学校の関西方面への修学旅行については、大阪・兵庫の新型インフルエンザの発生を受け、5月に加え6月出発予定についても延期することになった。このことは、大田区新型インフルエンザ対策本部で了解を得ている。7月以降出発予定については、現在、検討している。中学校生徒の海外派遣についても、状況を十分に注視しながら、適切に対応をしていきたいと考える。

5月26日に臨時の中学校校長会を開催し、区の新型インフルエンザ対応の現状、修学旅行の延期措置及び中学生徒の海外派遣の対応について説明し、共通認識を持って進んでいくことを確認した。

○ 委員長

教育長の報告に意見、質問はないか。

(「なし」との声あり)

○ 委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

承認する。

ただいま、傍聴希望者がいると連絡があった。委員に傍聴許可を求める。
許可してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

傍聴を許可する。

日程第2 「部課長からの報告事項」

○委員長

部課長からの報告を求める。

○ 教育改革担当課長

1 第5回教育懇談会について

4月14日(火)午後6時から本庁舎2階において、最終回となる第5回教育懇談会を開催した。委員20名中17名が出席し、傍聴人はいなかった。当日は、第1回から第4回までの教育懇談会における意見を、大田区新教育プランの意見としてまとめた資料を配布した。6頁までの各アクションプランへの意見のまとめは、第2回教育委員会定例会及び第4回教育懇談会で配布した資料と同じである。これに第4回教育懇談会での学校支援地域本部に関する意見を7頁から9頁まで追加し、冒頭に座長の言葉をいただきまとめたのがこの資料である。

おおた教育振興プラン(素案)の内容、今後の予定を説明して、最後に清水教育長から各委員への謝辞をもって閉会した。委員からは、表現は違っていても懇談会での意見がかなり反映されたプランになっているということ、成果指標の目標値が

低過ぎるのではないかという意見があった。議事録等については、大田区ホームページに掲載している。

2 大田区教育目標（素案）及びおおた教育振興プラン（素案）の区民説明会について
配布資料は、区民説明会における質疑応答の内容の要約である。4月21日午後6時から8時まで本庁舎2階で開催した。4月1日号の区報で大きくPRしたが、あいにく天気が悪く、男性10名、女性8名、計18名の参加であった。保育や手話通訳、要約筆記などの要望はなかった。教育長のあいさつ、データで見る大田の教育の現状、教育目標及びおおた教育振興プラン（素案）の内容説明後に、質疑応答を行った。少人数であったこともあり、和やかな雰囲気、あたかも教育長を囲む懇談会のように進行し、最後は拍手をいただいて閉会した。質疑応答の要旨は、後程ご覧いただきたい。

3 大田区教育委員会教育目標（素案）とおおた教育振興プラン（素案）のパブリックコメントの結果について

4月15日から5月7日まで教育目標（素案）とおおた教育振興プラン（素案）への意見を募集した。素案の冊子は特別出張所、図書館、本庁舎2階の区政情報コーナー及び6階の教育総務課窓口に置き、閲覧できるようにし、大田区ホームページにも掲載した。その結果、団体を含めて13名から58件の意見をいただいた。

意見の受領方法は、メール7件、FAX3件、持参2件、郵便1件であった。配布したパブリックコメントの意見の要旨と対応は、收受した日付順に並んでいる。

内容別では、アクションプラン1の学力向上に関する意見が6件、アクションプラン2の人間力向上に関する意見が3件、アクションプラン3の一人ひとりに向き合う教育に関する意見が4件、アクションプラン4の教員の指導力向上に関する意見が6件、アクションプラン5の地域とともに歩む学校づくりのアクションプランに関する意見が2件、アクションプラン6の地域力育成アクションプランへの意見が4件、アクションプラン1と3の両方に関する意見が2件、アクションプラン1と4の両方に関する意見が1件、全体が6件、その他に関する意見が24件あった。教育目標に関する意見はなかった。

一番多かったのが学力向上への意見で、主なものとしては学習効果測定や学習カルテの活用に関することが挙げられる。次に多かったのは教員の指導力向上への意見で、ICT活用教育や教員の表彰に関する意見があった。地域力向上への意見は、地域には経験豊かな人材や企業もたくさんあるので、学校のサポートに生かしてほしいという意見、あるいは団塊の世代を活用して、生涯学習の振興にしてほしいという意見、学習の場面への障害がある人への配慮をしてほしいなどの意見があった。全体に関する意見では、おおたの子どもをしっかりと育てていくのだという行政の方々の気持ちが伝わってくる、子どもを持つ親として励まされた、他部局と連携をとり大田区の子どもたちの健やかな成長に力を注いでほしいといったうれしい意見や、広報活動を広くお願いするなどの意見があった。

この度のパブリックコメントの結果、おおた教育振興プラン（素案）の内容を修正しなければならないようなことはなかったと考えている。

○ 学務課長

1 新型インフルエンザへの政府の基本的対処方針の変更について

政府は平成21年5月22日付けで基本的対処方針を変更した。主な点は、政府の新型インフルエンザ対策行動計画等は、強毒性の鳥インフルエンザを念頭に作成されたものである。このため、今後は行動計画をそのまま適応するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要があるとしている。学校等の臨時休業の要請等に関する運用指針では、まず、感染の初期患者発生が少数の地域においては、感染拡大のおそれがある場合は市区町村の一部又は全部、場合によっては都道府県の全部で臨時休業を要請する、休業の要請は1週間ごとに検討することとしている。また、急速な患者の増大が見られる地域においては、当該学校について臨時休業を行うということで、季節性のインフルエンザと同様の対応としている。

2 学校給食費の徴収状況について

資料の上から2段目は、平成20年度分給食費の平成21年3月末現在の状況である。学校給食費の未納のある学校は、70校で79.55%、未納児童・生徒数は441人、割合が1.14%、未納金額は約1,060万円、割合が0.62%となっている。平成19年度分の同月と比較すると、未納校が4校増加している。資料の一番右側にある未納金額は、約6万円増加しているが、中央の未納の児童・生徒数は42人減っている。引き続き、徴収に努めてまいりたい。

3 平成21年5月1日現在の区立小中学校児童・生徒数について

資料の下段にある、小学校の通常学級では、児童数が28,293人、学級数が881学級となり、昨年度と比較すると、児童数が145人の減、学級数が2学級の減となっている。また、館山さざなみ学校の今年度の在籍児童数は35人、昨年比は2人増となった。中学校の通常学級は、生徒数は10,572人、学級数は304学級となり、昨年度比は生徒数229人の増、学級数は5学級の減となっている。

○ 副参事

新型インフルエンザに係る中学生の修学旅行の延期について

中学校24校が修学旅行延期の措置を行った。神戸及び大阪での新型インフルエンザの患者発生を受け、5月出発分の関西方面への修学旅行、7校について5月18日、月曜日に延期を決定した。これは修学旅行に参加する生徒への感染の可能性が否定できない状況であり、生徒の安全に配慮したためである。その後、患者の発生状況や国等の動向を注視してきたが、5月22日（金）に国の新しい対処方針が示されたことを受け、6月出発分についても対応を検討してきた。関西方面では、人から人への感染による患者が発生している。また、新たな国の対処方針では、患者が多数発生し、重症化防止に重点を置く地域と、患者が少数で感染防止に重点を置く地域とに分けられ、

患者が少数の地域においては、従来と同様に新たな感染を防ぎ、感染源を減らすよう努める対応が必要とされております。

これらのことから、生徒の安全、保護者及び区民の不安等を考慮した結果、区の新型インフルエンザ対策本部における会議を経て、6月出発の17校についても延期を決定した。なお、延期に伴い、今回発生するキャンセル料等については、公費負担での対応を予定している。また、東北方面への上乗りの修学旅行については、予定どおり実施している。

○ 委員長

ほかに報告はないか。

ただいまの報告に、意見、質問はないか。

○ 野口委員

おおた教育振興プラン（素案）のパブリックコメントの結果は、受付順に並んでいるようですが、項目ごとに並べ替えると見やすいのではないか。

また、修学旅行の延期に伴うキャンセル料については、公費で負担するということが、延期に伴って新たな費用負担が生じた場合については、同様に公費で負担するのか。

○副参事

現在、主に延期に伴うキャンセルの負担について、旅行業者及び学校と話し合いをしているところだが、野口委員の指摘のように新たな負担等が生じる場合についても、また懸念される所だ。現在、情報を集め、検討の段階である。

○教育改革担当課長

指摘いただきましたパブリックコメントの順番だが、項目別に分類したものを作成して示したい。

○ 委員長

ほかに質問はないか。

大田区教育目標（素案）及びおおた教育振興プラン（素案）の区民説明会が開催された4月21日は天気があまりよくないのに参加者が18名あり、教育長を囲む会のような和やかな会が行われたということで、大変うれしく伺った。男性10名、女性8名の参加は、大田区の人口から考えるとあまり多い数ではないと思う。参加者は、大体お幾つくらいの方で、PTAの方が多いか。参考までにお聞かせ願いたい。

○教育改革担当課長

年代は様々であったが、女性に関していうと、PTAの方もいた。

○委員長

ほかに意見、質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長 それでは、承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第73号議案について説明を求める。

○教育総務課長

「第73号議案 公文書非開示決定等処分に係る審査請求に対する裁決について」説明する。提案理由は、審査請求人が提起した公文書非開示決定及び公文書不存在決定処分に対する平成20年11月21日付け審査請求について、行政不服審査法第51条第1項の規定に基づく裁決が必要であるため。

裁決案に沿って説明する。

審査請求人が平成20年11月21日付けで提起した「公文書開示請求」に対する不作為についての審査請求について、次のように裁決する。

主文 本件審査請求を却下する。

理由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨 本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人という。」）が平成20年11月5日付けで大田区教育委員会（以下「教育委員会」とい

う。) に対してした公文書開示請求に対し、14日間を経過しても開示の可否の決定がなく、これは不作為に該当する。また、やむを得ない場合における開示の可否の延長通知についても、14日以内に申請者に到着するように手続をすべきであるとする条例の主旨を職員は理解していない。そこで、条例違反を認め謝罪をするとともに、当該吏員（職員）の厳格な処罰を求めるというものである。

2 審査請求の理由 開示請求に対して条例に規定する14日以内の期限までに回答しない。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実 調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 請求人からの平成20年11月5日付け本件審査請求に係る公文書開示請求書を、大田区長は平成20年11月6日受理し、開示請求の内容が教育委員会を実施機関とする事務に係るものを含む開示請求であったことから、当該公文書開示請求書の写しを直ちに処分庁である大田区教育委員会教育長に送付した。
- (2) 教育長は同日、前記(1)の公文書開示請求書を区長から受理した。
- (3) 教育長は平成20年11月11日前記(2)の公文書開示請求に対し、公文書非開示決定及び公文書不存在決定を行い、それぞれの通知書を作成した。
- (4) 前記(1)の同一の公文書開示請求に基づく区長を実施機関とする事務に係る公文書開示決定及び公文書不存在決定が当該区長により平成20年11月19日付けでなされ、それぞれ同月20日に当該決定の通知書が発送されたことから、教育長は、当該区長の通知書の発送に合わせて前記(3)で作成した「公文書非開示決定通知書」及び「公文書不存在通知書」を請求人あて、同日に発送した。
- (5) 請求人から前記(4)の「公文書非開示決定通知書」及び「公文書不存在通知書」の処分が不服であるとして、平成20年11月21日付け異議申立書が区長に提出された。このうち、区長が自ら行った処分に係るもののほか教育長が処分を行った内容が含まれていた。この処分について区長は、教育委員会に対する審査請求になる内容であるとの回答を教育長より得た。そのため、区長が当該教育長の処分に係る異議申立を審査請求とみなしてこれを受理し、当該異議申立書を教育長へ送付した。
- (6) 教育長は、同日、前記(5)の異議申立書（写し）を区長から受理し、教育委員会へ送付した。
- (7) 教育委員会は、平成20年12月3日教育長から、前記(6)の異議申立書を審査請求書とみなし、これを受理した。
- (8) 教育委員会は平成20年12月23日教育長に対し、本件審査請求に対する弁明書の提出を求めた。
- (9) 教育長は、平成21年1月20日教育委員会に、本件審査請求に対する弁明書を送付した。
- (10) 教育委員会は、平成21年1月23日請求人に前記(9)の弁明書副本を送付した。
- (11) 教育委員会は、平成21年3月2日区長に対し、大田区情報公開個人情報保

護審査会へ本件審査請求について、諮問を依頼した。

- (12) 区長から平成21年3月21日付けで、本件審査請求について、大田区情報公開条例第13条第2項の規定により「当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由に却下するとき」に該当するため、大田区情報公開・個人情報保護審査会へ諮問しない旨の通知が教育委員にあった。

2 本件審査請求に対する意見

- (1) 大田区情報公開条例第7条第1項は「公文書の開示の請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に対する開示の可否を決定しなければならない」とある。この規定によれば、平成20年11月6日に受理した公文書開示請求書に対しては、平成20年11月20日までに開示の可否を決定しなければならない。
- (2) 教育長は、平成20年11月6日に受理した公文書開示請求に対し、前記1認定事実(3)のとおり、平成20年11月11日に開示の可否(不存在を含む。)の決定を行っている。この決定は、受理した翌日から起算して14日以内に行ったものであり、したがって、条例第7条第1項の規定に違反していない。
- (3) 次に大田区情報公開条例第7条第3項に「実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは(中略)速やかに当該延長の理由を請求者に書面により通知しなければならない」とあるが、前記1認定事実(3)のとおり、公文書非開示及び公文書不存在の決定は、期限を延長することなく、大田区情報公開条例第7条第1項に規定された期間内に行っている。よって、請求人が言う「延長に関する通知についても、14日以内に申請者に到着するよう手続すべきである」という主張はあたらない。
- (4) さらに、大田区情報公開条例第7条第4項は「第1項の決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を請求者に通知しなければならない」と規定している。

これに対して教育長は、本件にかかる決定を平成20年11月11日に行い、同月20日に通知書を請求人に発送しているが、本件の公文書開示請求書には前記1認定事実(4)のとおり、区長を実施機関とする事務にかかる公文書の開示請求が含まれている1件の公文書開示請求書として受理し、処理されていることを考慮し、この処理に合わせて通知を行うことを処分庁として判断したことは合理的であり、違法、不当な点は見当たらない。

- (5) そもそも、不作為の審査請求の適法要件は、申請から相当の期間が経過しているにもかかわらず処分がなされていないことである。本件は、前記1認定事実(3)のとおり、条例に規定された期間内に処分が行われ、前記1認定事実(4)のとおり、同一の開示請求書による区長を実施機関とする事務にかかる開示の可否の通知書と同日に教育員会を実施機関とする事務に係る開示の可否(不存在を含む。)の通知書を請求人に発送しているのであるから、請求人が主張する不作為には該当せず、本件請求は、明らかに不適法と言わざるを得ない。したがって、このことから、当該処分が適法になされた

のであるから、請求人のその余の主張も不適法となるものである。

よって、行政不服審査法第51条第1項の「不作為についての審査請求が不
適法であるときは、審査長は、裁決で、当該審査請求を却下する」との規定
を適応して、主文のとおり裁決する。

平成21年5月27日 大田区教育委員会。

裁決案を朗読した。

○ 委員長

それでは、審査請求の裁決を行う。

本件は、平成20年12月24日に教育委員会定例会にて受理を決定し、大田区長に対し、
大田区情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を依頼した。先程、教育総務課長から説
明があったとおり、大田区長から大田区情報公開条例第13条第2項により、諮問しな
い旨の回答があった。

については、本件審査請求の裁決を行う。教育委員会としては、行政不服審査法第51
条第1項の不作為についての審査請求が不相当であるときは、審査長は裁決で当該審
査請求を却下するとの規定を適用して、本件審査請求については却下するをしたいが、
意見、質問はないか。

○ 野口委員

本件は、条例に規定された期間内に処理されたと考えきたので、この却下については
賛成する。

○ 委員長

ほかに意見、質問はないか。

(「なし」との声あり)

○ 委員長

それでは、第73号議案 公文書非開示決定等処分に関する審査請求に対する裁決につ
いて、却下としてよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

それでは、原案どおりに決定する。

これをもって、第5回教育委員会定例会を閉会する。

(午後2時42分閉会)